

徳島県会計年度任用職員（技能労務）募集要領

1 応募資格

次の全ての条件を満たす者

- ・地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
- ・県土木行政に理解と意欲を有する者
- ・普通自動車運転免許を有する者

2 募集人員

1名

3 身分及び業務内容

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員として、次の業務に従事していただきます。

（業務内容）

- ・県管理道路の小規模修繕（穴埋め等）、側溝清掃、路面清掃、草刈、冬期における凍結防止剤の散布等、道路維持補修に関する業務の補助

※上記の業務に従事するため、道路維持補修作業等の経験及びパソコンの基本操作（表計算・ワープロソフト）の経験を有していることが望ましい。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※任用後、原則として1月間は条件付採用期間です。

※期間満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用される場合があります。ただし、2回（連続する3会計年度）に限ります。

5 勤務条件等

勤務場所：〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1
徳島県南部総合県民局県土整備部〈那賀〉

所定労働日数：週5日

勤務時間：原則として午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分
(休憩時間60分) ※原則、超過勤務なし

休日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

休暇：年次有給休暇（任用期間に応じて付与）、産前産後休暇、育児時間休暇、生理休暇、子の看護等休暇 等

給料：月額201,500円程度（地域手当含む）

（現在の規定における令和8年4月1日時点の額であり、改定する場合があります。）

その他手当：期末手当（任用期間6月以上等）、勤勉手当（任用期間6月以上等）、

通勤手当、退職手当（任用期間が6月を超える等）等

※いずれも一定条件を満たした場合に支給

社会保険：健康保険（2月超の任用期間が見込まれる場合、地方職員共済組合制度が適用されます。）、厚生年金保険（一定条件下で1年を超えて勤務した場合、地方職員共済組合制度が適用され、厚生年金保険は適用除外となります。）、雇用保険（職員の退職手当に関する条例適用後は、雇用保険は適用除外となります。）、災害補償（勤務場所や勤務期間等に応じて、労災保険、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、地方公務員災害補償法のいずれかにより補償されます。）

コンプライアンス等：会計年度任用職員は、正規職員と同じく、コンプライアンス基本方針を遵守しなければならないほか、一般職の地方公務員であることから、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限などの地方公務員法の規定が適用されます。

6 選考方法

応募者に対して面接審査を行います。

7 面接日時・場所

日時：令和8年3月3日（火曜日）午前10時から

場所：徳島県南部総合県民局那賀庁舎 1階 中会議室
(那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1)

8 応募手続

（1）受付期間

令和8年2月13日（金曜日）から令和8年2月26日（木曜日）まで

※受付期限後の申し込みは受理しませんので、十分注意してください。

（2）提出書類

ア 履歴書（徳島県指定様式。顔写真を貼付してください。）

イ 自動車運転免許証の写し

ウ ハローワークの紹介状（必須ではありません。）

（不採用者の提出書類については返却します。）

（3）提出方法

ア 持参による申し込み

受付期間中の執務日（月曜日から金曜日）の午前9時から午後5時までの間に、11の提出先に提出してください。

イ 郵送による申し込み

封筒の表に「徳島県会計年度任用職員（技能労務）申込」と朱書きし、必ず「書留郵便」により11の提出先に郵送してください。

（令和8年2月26日（木曜日）必着）

9 選考結果の通知

面接審査終了後 10 日以内に面接審査の受験者全員に文書で通知します。

(合格者には電話でも連絡を行います。)

10 その他

応募者に係る個人情報については、適切に管理し、本件以外には一切利用しません。

11 提出先（連絡先）

徳島県南部総合県民局県土整備部〈那賀〉

担当者：武田、角谷

〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 64-1

電話番号（0884）62-0069 ファクシミリ（0884）62-2928

電子メール nanbu_ks_n@pref.tokushima.lg.jp